

生	00	01	5 年
(令和13年3月末まで保存)			

人 安 第 3 0 3 5 号
令 和 7 年 1 2 月 2 2 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

少年相談の実施要領について

少年相談の取扱いについては、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第8条、「少年警察活動推進上の留意事項について」（令和4年4月1日付け生企第1号）及び「警察安全相談及び苦情取扱要綱の改定について」（令和7年2月27日付け広報第38号）に定めるもののほか、「少年相談の実施要領について」（令和4年4月1日付け生企第11号。以下「旧通達」という。）に定めているところ、実施要領の一部を改正し、別添「少年相談の実施要領」によることとしたので、引き続き、適正かつ効果的な活動の実施に努められたい。

なお、旧通達は、本通達の運用開始をもって廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 警察共通基盤システムへの登録等に係る用語を整理した。
- (2) 少年相談の参考送付の実施について追加し、警察共通基盤システムの登録時に
 - 「参考送付先本部所属」欄に「人身安全対策課」、「少年対策係」
 - 「参考送付先所属内」欄に「生活安全課又は刑事生活安全課」を入力し、警察本部人身安全対策課及び各警察署少年相談担当課に参考情報として通知することを追加した。

2 施行期日

令和8年2月1日

※1月中は周知期間とする。

担当 人身安全対策課少年対策係

別添

少年相談の実施要領

1 制定の趣旨

少年又はその保護者等から少年の非行防止その他少年の健全な育成に係る事項に関し、悩みごと、困りごと等の相談があったときに、当該事案の内容に応じ、必要な指導、助言その他の援助を行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 少年相談担当責任者及び少年相談担当者の指定

(1) 警察署長（警察本部にあっては、人身安全対策課長。以下「警察署長等」という。）は、生活安全課長又は刑事生活安全課長（警察本部人身安全対策課にあっては、少年警察部門を担当する課長補佐）に少年相談担当責任者として少年相談の処理を統括させるものとする。

(2) 少年相談担当責任者は、少年警察部門の警察職員の中から少年相談を処理するために必要な知識及び技術を有すると認められる者を少年相談担当者に指定し、少年相談の処理に従事させるものとする。

3 少年相談の取扱い

(1) 少年又はその保護者等から少年相談があったときは、原則として少年相談担当者が取り扱うものとする。

(2) 当直時など、少年相談担当者が不在の際に少年相談があった場合は、当直責任者等が、少年警察部門以外の部門に所属する警察職員を指定し、相談受理に当たらせることができる。この場合、当直責任者等は、速やかに当該事案を少年相談担当責任者に引き継ぐものとする。

なお、少年相談を引き継ぐ場合においては、当直責任者等は、当該少年相談を受理した警察職員に、相談者に対して引継ぎ先、連絡方法等必要な事項を説明させるものとする。

(3) 少年警察部門以外の部門に所属する警察職員が当該事案を自ら処理することが適当であると認めた場合においては、警察署長等に報告し、少年相談担当責任者に連絡した上、自ら当該事案を処理することができる。

4 少年相談の措置

(1) 少年相談担当者は、受理した少年相談について、少年相談担当責任者に相談内容を報告の上、必要な指揮を受けた後、相談者に対し適宜指導、助言その他の援助を与えるものとする。

また、少年相談担当責任者は、引継ぎを受けた少年相談について、少年相談担当者に必要な指揮を行い、相談者に対する適宜指導、助言等を行わせるものとする。

(2) 少年相談に係る事案を解決するため、当該少年相談において問題となっている少年（以下「対象少年」という。）自身に面接し、これに対する指導、助言その他の援助を行うことが必要であると認められるときは、警察署長等に報告の上、対象少年の保護者等と連絡をとり、対象少年を適当な場所に招致して指導、助言その他の援助を行うものとする。ただし、対象少年が特定少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第2号に規定する特定少年をいう。）の場合は、本人と連絡をとり、指導、助言その他の援助を行うものとする。

また、この場合に、当該特定少年の指導、助言その他の援助を行う観点から、その両親等に併せて連絡することは差し支えない。

- (3) 対象少年に対して、相当期間継続して指導、助言その他の援助を行うことが必要であると認められる場合は、対象少年の性格を正しく把握し、非行等の原因、家庭環境等について改善を促すなど継続的に指導、助言その他の援助を行うほか、必要に応じて、児童相談所、学校等の関係機関等が対象少年に係る情報を共有し連携して対応する少年サポートチームを効果的に活用するものとする。
- (4) 対象少年に対する継続補導（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第8条第2項（同条第5項（第14条第2項において準用する場合を含む。））の規定により読み替えて適用する場合並びに第13条第3項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行う継続的な補導をいう。）は、原則として、少年サポートセンターに配置された少年補導職員（やむを得ない理由がある場合には、少年サポートセンターの指導の下、警察署の少年警察部門に属する警察官）が実施するものとする。
- (5) 少年相談に関連して、少年警察部門の所掌に属しない事案について相談を受けたときは、当該事案を担当すべき他の警察部門又は関係機関に引き継ぐ等相談者の立場に立った適切な対応をするものとする。

5 警察本部による警察署に対する支援強化

警察本部人身安全対策課長は、警察署が取り扱う少年相談のうち、カウンセリング等の専門的な指導・助言のほか、他機関における対応が適当と認められる相談等については、少年サポートセンターが主体となって少年補導職員の派遣や関係機関への連絡・調整を行うなど必要な支援を積極的に行うものとする。

6 配意事項

- (1) 少年相談は、少年サポートセンター員又は少年警察部門の警察官が配置された施設内において行うことが原則であるが、必要な場合には、関係者が落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うことを考慮するものとする。
- (2) 少年相談の実施に当たっては、相談者の心情を十分に考慮して行うとともに、関係者の秘密の保持に特に配意するものとする。
- (3) 警察本部及び警察署においては、少年相談の利用促進を図るための広報に努めるとともに、少年相談室の入口等に適当な表示を掲げるものとする。
- (4) 少年相談に係る業務を適切に推進するに当たっては、大学において心理学、教育学又は社会学を専修した者を少年相談担当者として配置するように努めるとともに、少年相談担当者が少年相談に関する教養や研修を受けられるように留意し、関係機関との事例研究会、情報交換会等を開催するなど関係機関との連携の強化にも配意して、少年相談の処理体制の充実を図るものとする。

7 警察共通基盤システムへの登録等

少年相談を受理した職員は、少年相談担当責任者等に報告の上、「警察安全相談及び苦情取扱要綱の改正について」（令和7年2月27日付け広報第38号）において定める警察共通基盤システム（以下「共通基盤システム」という。）に登録し、警察署長等に対して、当該受理状況及び処理状況を適時・適切に報告し、必要な指揮を受けるものとする。

なお、少年相談の引継ぎについては、「警察安全相談及び苦情取扱要綱の改定について」（令和7年2月27日付け広報第38号）に基づき行うこと。

8 少年相談の参考送付の実施について

少年相談については、警察本部人身安全対策課及び各警察署少年警察担当課で情報集約するため、共通基盤システム登録時には、

- 「参考送付先本部所属」欄に「人身安全対策課」、「少年対策係」
 - 「参考送付先所属内」欄に「生活安全課又は刑事生活安全課」
- を入力し、確実に参考情報として通知すること。